

十和田市・十和田湖町合併協議会

協 定 項 目

第 5 回協議会 協議資料

(第 4 回協議会提案)

協定項目 1 8 補助金、交付金の取扱について (P1)

協定項目 1 9 町名、字名の取扱について (P4)

協定項目 2 0 慣行の取扱について (P6)

協定項目 2 1 国民健康保険事業の取扱について (P10)

協定項目 2 2 介護保険事務の取扱について (P13)

協定項目 2 3 消防団の取扱について (P16)

次回協議会の協議資料となりますので次回ご持参ください。

協議第 26 号

補助金、交付金の取扱いについて

合併協定項目 18「補助金、交付金の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 12 日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会長 中野渡 春雄

補助金、交付金の取扱いについて

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。

- (1) 両市町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

平成 16 年 月 日 確認

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	1 8	協定項目名	補助金、交付金の取扱いについて
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 両市町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>		
参 考 法 令		先 進 市 事 例 及 び 参 考 法 令	
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋</p> <p>〔寄附又は補助〕</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>	<p>【先進事例】</p> <p>東京都西東京市(新設合併)(補助金の取扱い)</p> <p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。</p> <p>(1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>(2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>(3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>(4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p> <p>埼玉県さいたま市(新設合併)(補助金・交付金等の取扱い)</p> <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>		

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

参 考 法 令	先 進 市 事 例
	<p>香川県さぬき市(新設合併)(補助金、交付金等の取扱い) 各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>(1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。</p> <p>(2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p> <p>山口県周南市(新設合併)(補助金、交付金等の取扱い) 【総括調整方針】 補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 2市2町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>

協議第 27 号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目 19 「町名・字名の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 12 日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会 長 中野渡 春雄

町名・字名の取扱いについて
両市町の町名並びに大字名及び字名については、従来そのまま使用する。

平成 16 年 月 日 確認

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	19	協定項目名	町名・字名の取扱
調整方針	両市町の町名並びに大字名及び字名については、従来そのまま使用する。		
現 十 和 田 市		況 十 和 田 湖 町	
<p>1 町名 住居表示の実施により、稲生町ほか47の町名がある。</p> <p>2 字名 大字数は、大字三本木ほか15あり、小字数は字一本木沢ほか470ある。</p>	<p>1 町名 住居表示の実施していないため、町名はない。</p> <p>2 字名 大字数は、大字沢田、大字奥瀬、大字法量の3である。 大字沢田には58の小字、大字奥瀬には25の小字、大字法量には74の小字がある。</p>		
<p>2. 関係法令 地方自治法(昭和22年法律第67号) (市町村区域内の町又は字の区域) 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が該当市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>			

協議第 28 号

慣 行 の 取 扱 に つ い て

合併協定項目 20 「慣行の取扱」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 12 日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会 長 中野渡 春 雄

慣行の取扱いについて

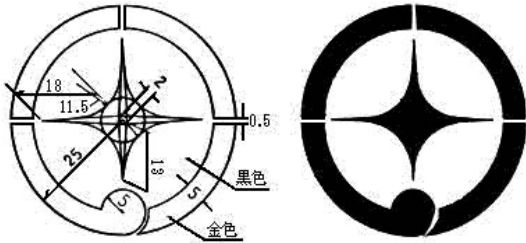

市章、市の木・花・鳥は、新市のシンボルとなるものであり、合併後、新たに定める。

市民憲章は、新市の基本姿勢となるものであり、合併後、新たに定める。

キャラクター、ロゴマーク等については、必要に応じて新市のキャラクター等を作成していく。

平成 16 年 月 日 確認





十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	20	協定項目名	慣行の取扱	1
調整方針	<p>市章、市の木・花・鳥は、新市のシンボルとなるものであり、合併後、新たに定める。 市民憲章は、新市の基本姿勢となるものであり、合併後、新たに定める。 キャラクター、ロゴマーク等については、必要に応じて新市のキャラクター等を作成していく。</p>			
現		況		具 体 的 な 調 整 内 容
十 和 田 市		十 和 田 湖 町		
<p>市章 昭和 33 年 4 月 22 日制定 十和（輪）田を図案化。輪が4つに区分されているのは、4ヶ町村の合併を意味します。 下部の小円は十和田湖との密接な関係を意味するとともに、十和田市の無限の向上発展を表します。</p> 		<p>町章 昭和 40 年 11 月 3 日制定 「とわだ」の「と」の字を飛鳥形意匠で表すとともに、中央向かいの図は、国立公園十和田湖と奥入瀬の渓流を表現し、町の雄飛発展と「平和の町」を表徴したものである。</p> 		<p>新市のシンボルとなるものであり、合併後、新たに定める。</p>
<p>市の木・花 昭和 47 年 11 月 8 日指定 市の木 あかまつ 市の花 つつじ</p>		<p>町の木・花・鳥 昭和 51 年 12 月 16 日指定 町の木 ななかまど（七竈） 町の花 しゃくなげ（石楠花） 昭和 54 年 12 月 10 日指定 町の鳥 おしどり</p>		

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	20	協定項目名	慣行の取扱	2
調整方針				
現		況		具 体 的 な 調 整 内 容
十 和 田 市		十 和 田 湖 町		
<p>市民憲章 昭和50年10月14日制定</p> <p>十和田市は、先人の偉大な開拓精神をうけつぎ、未来へ躍進する希望のまちです。 わたくしたちは、みどりと太陽のあふれるこのまちに誇りと責任をもち、郷土の発展をねがい、ここに市民憲章をかかげます。</p> <p>1、わたくしたちは花とみどりを愛し、きれいな住みよいまちをつくります。</p> <p>1、わたくしたちは教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。</p> <p>1、わたくしたちは健康でよく働き、豊かなまちをつくります。</p> <p>1、わたくしたちはきまりを守り、安全で明るいまちをつくります。</p> <p>1、わたくしたちは子どもと老人を大切にし、幸せなまちをつくります。</p>		<p>町民憲章 昭和50年11月16日制定</p> <p>緑と大自然につつまれた十和田湖と秀峰八甲田を胸にいただき、奥入瀬の清い水を心のかてとして栄えゆく十和田湖町を、こよなく愛します。 この豊かな自然に恵まれた郷土に生きることを誇りに持ち、より美しく住みよい理想郷を求めて、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1、花や木を大切に育て、美しい緑のまちをつくります。</p> <p>1、親切な心を持ち、明るいまちをつくります。</p> <p>1、スポーツに親しみ、豊かな町をつくります。</p> <p>1、生産性を高め、豊かなまちをつくります。</p> <p>1、教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。</p>		<p>新市の基本姿勢となるものであり、合併後、新たに定める。</p>
<p>キャラクター、ロゴマーク等 平成14年度、公募により馬の Mascot キャラクターを作成 ・着ぐるみを作成し、イベント等で使用 ・キャラクターグッズを作成し、販売</p>		<p>キャラクター、ロゴマーク等 アルカディア・タウンのロゴマーク等をコーヒークップ等に印刷し販売したが、現在はおこなっていない。</p>		<p>必要に応じて、新市のキャラクター等を作成していく。</p>

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

現		況	
十 和 田 市		十 和 田 湖 町	
《馬のマスコットキャラクター》		《アルカディア・タウンのロゴマーク》	
			
駒桜ちゃん	駒松くん		

協議第 29 号

国民健康保険事業の取扱について

合併協定項目 21「国民健康保険事業の取扱」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 12 日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会 長 中野渡 春 雄

国民健康保険事業の取扱について

- 1 国民健康保険税については、十和田市の税率に統一するものとする。
- 2 納期については、十和田市の納期に統一し、8 期とする。
- 3 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日については、現行のとおりとする。
- 4 国民健康保険運営協議会の委員定数は各代表 3 人とする。
- 5 基金については、合併時に新市に引き継ぐものとする。
- 6 療養給付費一部負担金については、両市町とも国の制度のとおりであり、現行のとおりとする。
- 7 出産育児一時金については、現行のとおりとする。
- 8 葬祭費については、十和田湖町の額に統一し、40,000 円とする。
- 9 高額療養費委任払い方式については、現行のとおりとする。

平成 16 年 月 日 確認

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番号	21	協定項目名	国民健康保険事業の取扱		
調整方針	1 国民健康保険税については、十和田市の税率に統一するものとする。 2 納期については、十和田市の納期に統一し、8期とする。 3 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日については、現行のとおりとする。				
項目		現況		具体的な調整内容	
		十和田市	十和田湖町		
国民健康保険税 (平成十五年度)	賦課方式・税率等	医療保険分 (平成15年度当初)	所得割 7.6 % 資産割 25.0 % 均等割 26,400円 平等割 36,000円	所得割 8.0 % 資産割 55.0 % 均等割 31,200円 平等割 38,400円	十和田市の税率に統一する
		介護保険分 (平成15年度当初)	所得割 0.9 % 資産割 3.0 % 均等割 4,200円 平等割 5,600円	所得割 1.4 % 資産割 9.6 % 均等割 9,000円 平等割 5,400円	十和田市の税率に統一する
		医療分・介護分計	1世帯あたりの保険税額 166,258円	1世帯あたりの保険税額 203,315円	
	軽減割合	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用		7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	現行のとおりとする
	課税限度額	医療保険分 530,000円 介護保険分 80,000円	医療保険分 530,000円 介護保険分 80,000円		現行のとおりとする
	賦課期日	4月1日		4月1日	現行のとおりとする
	納期	第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月31日 第7期 翌年1月1日から同月31日 第8期 翌年2月1日から同月末日	第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月31日		十和田市の納期に統一する

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	21	協定項目名	国民健康保険事業の取扱	
調整方針	4 国民健康保険運営協議会の委員定数は各代表3人とする。 5 基金については、合併時に新市に引き継ぐものとする。 6 療養給付費一部負担金については、両市町とも国の制度のとおりであり、現行のとおりとする。 7 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 8 葬祭費については、十和田湖町の額に統一し40,000円とする。 9 高額療養費委任払い方式については、現行のとおりとする。			
項 目	現 況		具 体 的 な 調 整 内 容	
	十 和 田 市	十 和 田 湖 町		
国民健康保険運営協議会	十和田市国民健康保険運営協議会 ・委員定数 被保険者代表 2人 保険医又は保険薬剤師代表 2人 公益代表 2人 ・任 期 2 年	十和田湖町国民健康保険運営協議会 ・委員定数 被保険者代表 2人 保険医又は保険薬剤師代表 2人 公益代表 2人 ・任 期 2 年	委員定数は各代表3人とする。	
基 金	十和田市国民健康保険事業基金	十和田湖町国民健康保険財政調整基金	全て引き継ぐ。	
療 養 給 付 費 一 部 負 担 金	一般被保険者 3 割 3歳未満 2 割 70歳以上 1割又は2割 退職被保険者 本 人 3 割 被扶養者 3 割	一般被保険者 3 割 3歳未満 2 割 70歳以上 1割又は2割 退職被保険者 本 人 3 割 被扶養者 3 割	現行のとおりとする	
出 産 育 児 一 時 金	300,000円	300,000円	現行のとおりとする	
葬 祭 費	30,000円	40,000円	十和田湖町の額に統一する	
高 額 療 養 費 委 任 払 い 方 式	・高額療養費分について、病院は被保険者から支払いを受けないで、市から直接病院に支払う「委任払い方式」を採用できる。	・高額療養費分について、病院は被保険者から支払いを受けないで、町から直接病院に支払う「委任払い方式」を採用できる。	現行のとおりとする。	

協議第30号

介護保険事務の取扱いについて

合併協定項目22「介護保険事務の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年2月12日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会長 中野渡 春 雄

介護保険事務の取扱いについて

- 1 介護保険については、合併時に十和田市の制度に統一する。
- 2 基金については、合併時に新市に引き継ぐものとする。
- 3 デイサービスセンターについて、現在十和田湖町が直営している十和田湖町デイサービスセンター業務は、合併後も当分の間は行政直営で実施する。

平成16年 月 日 確認

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番号	22	協定項目名	介護保険事務の取扱							
調整方針	1 介護保険については、合併時に十和田市の制度に統一する。 2 基金については、合併時に新市に引き継ぐものとする。 3 デイサービスセンターについて、現在十和田湖町が直営している十和田湖町デイサービスセンター業務は、合併後も当分の間は行政直営で実施する。									
現			況							
十和田市			十和田湖町							
【1. 介護保険】										
納付義務者 65歳以上の方.....1号被保険者 40歳以上65歳未満の方...2号被保険者 (2号被保険者は医療保険者が医療保険料と併せて徴収している)			納付義務者 同 左							
保険料			保険料							
段階	対象者	計算方法	保険料額(年額)	段階	対象者	計算方法	保険料額(年額)			
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.48	24,016円	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の場合	基準額×0.5	29,928円			
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.73	36,524円	第2段階	世帯全員が町民税非課税の場合	基準額×0.75	44,892円			
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	基準額	50,032円	第3段階	本人が町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されている場合	基準額	59,856円			
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.26	63,041円	第4段階	本人が町民税課税で前年の所得が200万円未満の場合	基準額×1.25	74,820円			
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額×1.52	76,049円	第5段階	本人が町民税課税で前年の所得が200万円以上の場合	基準額×1.5	89,784円			
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.78	89,057円							
・基準月額...4,169円(第3段階÷12月) ・適用期間...H15度～H17度(3年に一度料金改定を行う)			・基準月額...4,988円(第3段階÷12月) ・適用期間...同 左							
保険料の各段階別の人数と構成比(平成15年度 当初賦課(7/1)) 計12,041人			計1,732人							
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
282	4396	5176	1340	621	226	38	452	1086	91	65
2.34%	36.51%	42.99%	11.13%	5.16%	1.88%	2.19%	26.10%	62.70%	5.25%	3.75%

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

現 況	
十 和 田 市	十 和 田 湖 町
<p>保険料の徴収)特別徴収 4月1日現在に年間18万円以上の老齢(退職)年金(遺族年金、福祉年金、障害年金は除く)を受給されている方について、保険料を年金からの天引きにより徴収 ・納期……年6期(偶数月)</p> <p>)普通徴収 老齢(退職)年金が年間18万円未満の方や遺族年金、福祉年金、障害年金を受給している方で、納付書(納入通知書)により収めてもらう。 また、年度途中で65歳になった方や、転入された方も普通徴収により収めてもらう ・納期……年8期(7月～2月)</p> <p>利用料の減免 災害などによる収入の減少のため、利用者負担の支払いが困難な者に対し減免する 災害事由、被災者の所得により減免割合を設定している</p>	<p>保険料の徴収)特別徴収 同 左</p> <p>)普通徴収 同 左 ・納期……年6期(7月～12月)</p> <p>利用料の減免 同 左</p>

【2. 介護保険給付費準備基金】	
<p>介護保険給付費準備基金 介護保険事業の決算で生じた剰余金を積立、保険料算定時の財源として、あるいは収入額が不足すると見込まれる場合の収入として活用する</p>	<p>介護保険事業財政調整基金 同 左</p>

【3. デイサービスセンター】	
<p>市が運営するデイサービスセンターはない。 介護保険サービス事業所の指定を受けた事業者が事業を行っている ・市内事業者数…7箇所 ・負担金……介護保険法で定められている要支援、要介護1～要介護5までの6段階区分された金額の1割分。</p>	<p>十和田湖町デイサービスセンター 要介護状態になった高齢者に対し、健康チェック、入浴、機能訓練食事の提供をし、介護する家族の負担を軽減する ・実施形態……町直営(町高齢者福祉センター内に設置) ・負担金……同左</p>

消防団の取扱について

合併協定項目 2 3 「消防団の取扱」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日 提出

十和田市・十和田湖町合併協議会
会 長 中野渡 春 雄

消防団の取扱について

- 1 消防団については、合併時に統合する。
- 2 分団等の組織については、合併時は現行のとおりとする。ただし、合併後においては、分団の整理統合などについて見直しを行う。
- 3 消防団員の階級については十和田市の制度に統一し、階級別定員については合併時に再編する。
- 4 消防団員の任期及び退職年齢については、合併時に再編する。

平成 1 6 年 月 日 確認

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	23	協定項目名	消防団の取扱	1																																																																								
調整方針	1 消防団については、合併時に統合する。 2 分団等の組織については、合併時は現行のとおりとする。ただし、合併後においては、分団の整理統合などについて見直しを行う。 3 消防団員の階級については十和田市の制度に統一し、階級別定員については合併時に再編する。 4 消防団員の任期及び退職年齢については、合併時に再編する。																																																																											
現 況																																																																												
十 和 田 市			十 和 田 湖 町																																																																									
1 名 称 十和田市消防団	2 組 織 分団数 1部16分団（本部、ラッパ分団を含む。） 定 員 690人 現 員 645人 役員の任期（平成16年3月31日：任期4年）			3 階級別定員、現員及び退職年齢																																																																								
2 組 織 分団数 1部7分団（本部を含む。） 定 員 210人 現 員 191人 役員の任期（平成17年3月31日：任期4年）	3 階級別定員、現員及び退職年齢			1 名 称 十和田湖町消防団																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">定 員</th> <th style="width: 15%;">現 員</th> <th style="width: 15%;">退 職 年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">満62歳</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">満62歳</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td style="text-align: center;">74人</td> <td style="text-align: center;">72人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td style="text-align: center;">86人</td> <td style="text-align: center;">83人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td style="text-align: center;">490人</td> <td style="text-align: center;">450人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	定 員	現 員	退 職 年 齢	団 長	1人	1人	満65歳	副団長	5人	5人	満65歳	分団長	17人	17人	満62歳	副分団長	17人	17人	満62歳	部 長	74人	72人	満60歳	班 長	86人	83人	満60歳	団 員	490人	450人	満60歳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">定 員</th> <th style="width: 15%;">現 員</th> <th style="width: 15%;">退 職 年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>団付分団長</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td style="text-align: center;">満65歳</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td style="text-align: center;">16人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td>機関部長</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td style="text-align: center;">140人</td> <td style="text-align: center;">121人</td> <td style="text-align: center;">満60歳</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	定 員	現 員	退 職 年 齢	団 長	1人	1人	満65歳	副団長	2人	2人	満65歳	団付分団長	3人	3人	満65歳	分団長	7人	7人	満65歳	副分団長	7人	7人	満65歳	部 長	16人	16人	満60歳	機関部長	17人	17人	満60歳	班 長	17人	17人	満60歳	団 員	140人	121人	満60歳
区 分	定 員	現 員	退 職 年 齢																																																																									
団 長	1人	1人	満65歳																																																																									
副団長	5人	5人	満65歳																																																																									
分団長	17人	17人	満62歳																																																																									
副分団長	17人	17人	満62歳																																																																									
部 長	74人	72人	満60歳																																																																									
班 長	86人	83人	満60歳																																																																									
団 員	490人	450人	満60歳																																																																									
区 分	定 員	現 員	退 職 年 齢																																																																									
団 長	1人	1人	満65歳																																																																									
副団長	2人	2人	満65歳																																																																									
団付分団長	3人	3人	満65歳																																																																									
分団長	7人	7人	満65歳																																																																									
副分団長	7人	7人	満65歳																																																																									
部 長	16人	16人	満60歳																																																																									
機関部長	17人	17人	満60歳																																																																									
班 長	17人	17人	満60歳																																																																									
団 員	140人	121人	満60歳																																																																									

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	23	協定項目名	消防団の取扱	3
調整方針				
現		況		
十 和 田 市		十 和 田 湖 町		
6 消防車両等		6 消防車両等		
ポンプ自動車	22台	ポンプ自動車	13台	
ポンプ積載車	16台	ポンプ積載車	4台	
事務連絡車	1台	事務連絡車	なし	
屯 所	37棟	屯 所	18棟	
防火水槽	173槽(40t)	防火水槽	68槽(40t)、1槽(5t)	
7 被服貸与品		7 被服貸与品		
区 分	貸 与 品	区 分	貸 与 品	
団長、副団長、分団長、副分団長及び部長	制服、制帽、盛夏制帽、盛夏略帽、略帽、安全帽、盛夏衣上下、活動服上下、半長靴、階級章、バンド、ネクタイ、防寒衣	団長、副団長、分団長、副分団長及び部長	制服、制帽、盛夏制帽、略帽、盛夏衣上下、活動服上下、階級章、バンド、ネクタイ、ハンテン	
班長及び団員(ラッパ分団員を除く。)	制帽、盛夏略帽、略帽、安全帽、盛夏衣上下、活動服上下、半長靴、階級章、バンド、防寒衣	班長及び団員	制帽、略帽、盛夏衣上下、活動服上下、階級章、バンド	
ラッパ分団員	盛夏略帽、略帽、安全帽、盛夏衣上下、活動服上下、階級章、バンド、夏服上下、冬服上下、ズック靴、士官帽、ネクタイ、防寒衣	ラッパ分団員	ラッパ分団は組織していない。	
供用被服(分団長が管理)	防火帽、防火衣、防火用ゴム製長靴 (本部付け分団長及びラッパ分団長を除く。)	供用被服	供用被服の貸与制度はない。	

十和田市・十和田湖町合併協議会の調整内容

番 号	23	協定項目名	消防団の取扱	4
調整方針				
先 進 事 例				
北上市	3市町村の消防団は、合併時に統合するものとし、分団等の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。			
篠山市	合併時に統合するものとし、分団の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。			
西東京市	消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。			
潮来市	消防団は潮来町に統合、報酬は統合時に潮来町の制度に統一			
さいたま市	消防団については、当面現行のとおり。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。			
新潟市	消防体制については、黒崎町消防署は新潟市西消防署黒崎出張所とし、黒崎町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒崎町の消防団員数は現行のとおりとする。			
さぬき市	(1) 消防団は、合併時に統合する。 (2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。			

消防団の取扱いに関する法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 省略

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

- 2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

- 2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

- 2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- 2 省略

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報奨金を支給しなければならない。